

議案第16号

令和4年度川口市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和4年度川口市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ158,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和4年2月21日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 23,737
	1 一般会計繰入金	23,737
2 繰越金		40,000
	1 繰越金	40,000
3 諸収入		51,963
	1 貸付金元利収入	51,467
	2 雑入	496
4 市債		42,300
	1 市債	42,300
歳入	合計	158,000

歳 出

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付費		千円 158,000
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付費	158,000
歳 出	合 計	158,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子父子寡婦 福祉資金貸付事業	千円 42,300	「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の定めるところによる。	無利子	「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の定めるところによる。